

最終更新日：2008年3月31日

株式会社フォーサイド・ドット・コム

代表取締役 安嶋 幸直
問合せ先：03-5339-5820
証券コード：2330
<http://www.for-side.com>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業としての意思決定に関する透明性・公平性を確保するとともに責任体制を明確化することと捉え、経営の重要課題としております。

意思決定機関である取締役会の構成人員は少数となっておりますが、これは機動的かつ効率的な意思決定及び業務執行を行うためであり、意思決定に関する透明性・公平性の確保のために、経営状態の十分なディスクロージャーに努め監査役会の監査や社外各方面からの多様な意見を積極的に取り入れております。監査役会につきましては、複数かつ過半数の社外監査役を置くことによって、経営監視機能を十分に発揮することができる体制としております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
安嶋 幸直	512,928	21.97
株式会社ホワイトマジック	150,000	6.42
日本証券金融株式会社	22,095	0.95
小松崎 榮	16,000	0.69
中村 二三夫	14,009	0.60
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	11,120	0.48
三輪 芳久	10,631	0.46
エスアイエス セガ インターセトル エージー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	10,598	0.45
加藤 勇	9,350	0.40
山北 勝夫	9,200	0.39

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	12月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、コーポレートガバナンスに重要な影響を与える親会社又は上場子会社を有しておりません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

業務執行は、取締役会において行い、その機能の監視を監査役会が行っております。監査役会につきましては、複数かつ過半数の社外監査役を置くことによって、経営監視機能を十分に発揮することができる体制を構築しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に会合を持つことを協議しております。その開催頻度は、監査計画時、第1四半期レビュー、中間監査時、第3四半期レビュー時、期末監査時を予定しております。その他、必要に応じて適時に会合を持つ予定です。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部統制は、内部監査室(2名)が定期的に内部監査を実施しており、監査役監査との連携を図り、当社及び子会社の業務全般に関して、監査の結果を踏まえ、業務改善に向けた助言・勧告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
法木 右近	公認会計士									○
田辺 一男	弁護士									○
高橋 一	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
法木 右近	——	公認会計士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。
田辺 一男	——	弁護士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。
高橋 一	——	会社経営を統轄する豊富な経験と高い見識を有しており、適正な業務遂行、組織運営にその経験と見識を反映するため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

——

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、企業への貢献度合いに応じて当社の取締役及び監査役、従業員並びに当社関係会社の役員等に支給されます。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

前事業年度(第8期)における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額 40 百万円

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役の内1名が、週に1回行われる管理部会議に参加し社内各部署からの資料提出及び説明を受けることで、情報共有を行っております。

また、諸事情により当該会議に参加することができない場合は管理部により適時報告が行われ情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

- (1) 取締役は原則として毎週1回「経営会議」を開催し、適切な情報交換及び職務執行の効率化に努める。
- (2) 社外監査役の内少なくとも1名が週1回行われる「管理部会議」に出席し各部署からの報告を受け社内業務監査及び監督を行う。
- (3) 取締役又は監査役は「組織及び業務分掌規程」、「稟議規程」等に定める役割と責任、職務執行手続きに従って必要な決定・執行・監督を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月を決算期とし、3月に株主総会の開催をしております。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	なし	年2回、アナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。直近の開催内容は、以下のとおりです。実施時期は2008年2月27日、実施内容は2007年12月期決算概要、今期計画の説明等。
IR資料のホームページ掲載	あり	決算短信、説明会資料等、適時開示資料、各種公告、株式情報、IRカレンダー、よくあるご質問を掲載。URL、 http://www.for-side.com
IRに関する部署(担当者)の設置	—	IR担当部署：経営企画部 IR事務連絡責任者 中野徳康

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、企業理念にもとづいた倫理規程を定め、取締役自らによる率先垂範と役員への周知徹底を図ることとする。また、取締役会を通じ取締役の職務

執行の監視をより強化することとする。

II 会社法施行規則第 100 条に定める内部統制システムの体制整備に必要な各条項に関する大綱

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存規程」に基づき、担当所管部門が、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、文書種別に応じて適切な保存期間を定め、期間中は権限者が閲覧可能な状態を維持することとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」(別表 1(案))を設置し、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、適切なリスク管理体制を整備し構築する。

(2) 事業上のリスクとして、信用リスク・市場関連リスク・事務リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内管理体制及び規程・マニュアルの整備、見直しを行うこととする。併せて、リスク把握と管理及びリスクカテゴリー毎の管理について、報告・監視・改善体制を整えることとする。

(3) 当社の事業形態に鑑み、知的財産権管理の重要性を認識し、法務部門による契約締結までのプロセス及び契約書の保管体制を含めた厳格な管理体制を構築する。

(4) 監査役会は、事業活動におけるリスクが予見される場合には、迅速に代表取締役及びリスク管理委員会に報告をするものとする。報告を受けたリスク管理委員会は、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整えることとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 企業価値向上のための成長戦略として、企業理念を機軸に制定した経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行うこととする。

(2) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

(3) 「組織及び業務分掌規程」、「稟議規程」等に定める役割と責任、職務執行手続きに従って必要な決定・執行・監督を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。

(4) 取締役は原則として毎週 1 回「経営会議」を開催し、適切な情報交換及び職務執行の効率化に努める。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業理念、企業行動規範、企業行動基準及びグループ企業倫理規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

(2) 「組織・職制・職務分掌に関する規程」及び「職務決裁権限規程」等により、職務の範囲や権限を定め、適正な牽制が機能する体制を構築する。

5. 株式会社及びその親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 各グループ関係会社の管理については、「関係会社管理規程」の基本原則を遵守し、その業務の適正を監視できる体制を構築する。

(2) 当社と子会社との取引条件(子会社間の取引条件含む)が、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認する体制とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の業務補助のため、必要に応じて、その職務を補助する「監査役事務局」を設置し、監査役事務局所属の使用人を配置することとする。監査役事務局の人数、資格などは常勤監査役との間で協議の上決定することとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役事務局の使用人は専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助に専念する。また、その任命・人事評価・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(2) 監査役と協議のうえ、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制を整備することとする。

(3) 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要議事録、稟議書は、都度監査役に回覧することとする。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と監査役会との定期的な会議を開催し意見や情報の交換を行える体制とする。

(2) 監査役は内部監査人との間で、事業年度ごとに内部監査計画を協議するとともに定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議、意見交換をして密接な情報交換及び連携を図る。

(3) 監査役及び内部監査人は、会計監査人とも連携し相互に情報共有を図る。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

当社は、新株または新株予約権の発行を行うこと等による買収防衛策を導入しておりません。

当社では、株主総会での報告は勿論のこと、IR(投資家向け広報)活動による株主、投資家との積極的なコミュニケーションを通じた企業の適正な市場価値評価の維持と、企業価値向上に向けた経営戦略の構築、実践を敵対的買収に対する最善の防衛策と考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) リスク管理委員会

リスク管理体制としては、おおよそ下記を基本とする。

① 各部署ごとにおける担当責任者を任命するとともに、社内の各部署が、それぞれの部門の立場から、リスクの大きさと発生の可能性を基準に重要リスクの特定を行う。

② 各部署は、特定した重要リスクについて、主として「予防的統制」「発見的統制」の観点から対応方法を決定し、書面化する。

③ 以上の作業で決定したリスク管理体制は、定期的なモニタリングを行い、見直しをする。

(2) 監査役事務局

監査役事務局を設置する場合における、運営方法等についての監査役との協議については、おおよそ下記を指針とする。

① 事務局の人選については、監査役の業務について、一定の知識を有する者を選任する。

② 人事異動・評価の面で、独立性が損なわれないよう、最大限の配慮をするものとする。

【 参考資料：模式図 】

